

第5章 悪 臭

第1節 現 況

私たちのまわりにはいろいろな臭いがあるが、良好な生活環境を損なう臭いを悪臭という。

悪臭は、工場や事業場などから悪臭物質が私たちに不快感をもたらすことから、騒音や振動とともに感覚公害として生活に密着した問題である。

近年、悪臭苦情の特徴としては、住宅と工場が混在しているなどの立地状況に問題があることや生活水準の向上により、個人がより快適な環境を求めるようになってきたことがあげられる。

本市においても、工場・事業場の悪臭問題は、悪臭の効果的な防止技術や装置の導入を図り改善されてきたが、野焼きなどに対する悪臭の苦情が依然として見られる。

第2節 悪臭防止対策

悪臭の防止対策としては、悪臭防止法や富山県公害防止条例に基づく事業所等への規制がある。

悪臭防止法では、アンモニアなどの22物質を悪臭物質として指定し、これらの悪臭物質の規制基準を定めているが、悪臭原因物質個々の濃度の規制基準を満たしていても、複合臭として苦情となっている場合がある。

また、実際の苦情対象となる悪臭やその発生源は、必ずしも法や条例の規制対象になっているものばかりではなく、また、規制対象となっても、規制基準を超えていない場合がある。

1 法律・条例に基づく規制

(1) 悪臭防止法に基づく規制

ア 規制地域

本市内のうち、都市計画法第8条第1項第1号に定める地域とする。

イ 規制基準

規制基準は、工場・事業場の敷地境界、気体排出施設の排出口及び排出水に含まれる悪臭物質について設定されている。

□ 悪臭防止法に定める悪臭物質と主な発生源

物 質 名	においの種類	主 な 発 生 源
ア ン モ ニ ア	し尿のような臭	畜産業、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎの臭	パルプ工場、化製場、し尿処理場
硫 化 水 素	腐った卵の臭	畜産業、パルプ工場、し尿処理場
硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツの臭	パルプ工場、化製場、し尿処理場
二 硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツの臭	パルプ工場、化製場、し尿処理場
トリメチルアミン	腐った魚の臭	畜産業、化製場、し尿処理場
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	化学工場、たばこ製造業
プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
イソブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
ノルマルバレアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
イソバレアルデヒド	甘酸っぱい焦げ臭	塗装工場、印刷工場
イ ソ ブ タ ノ ール	発酵した刺激臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
酢 酸 エ チ ル	刺激的なシンナー臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナー臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
ト ル エ ン	ガソリンのような臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
ス チ レ ン	エーテルのような臭	化学工場、塗装工場
キ シ レ ン	ガソリンのような臭	塗装工場、鋳物工場、印刷工場
プ ロ ピ オ ン 酸	すっぱい刺激臭	畜産業、化製場、脂肪酸製造工場
ノ ル マ ル 酪 酸	汗くさい臭	畜産業、化製場、でんぷん工場
ノ ル マ ル 吉 草 酸	むれたくつ下の臭	畜産業、化製場、でんぷん工場
イ ソ 吉 草 酸	むれたくつ下の臭	畜産業、化製場、でんぷん工場

(2) 富山県公害防止条例に基づく規制

富山県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届け出を義務づけている。条例による届出状況は、ほとんどが家畜飼育施設である。

□ 特定施設の届出状況

令和7年3月31日現在

区 分	届出事業所数	届出施設数
悪 臭 に 係 る も の	17	44

2 工場・事業場への調査指導状況

悪臭の立入調査は、パルプ工場、下水処理場、化学工場、し尿処理場、廃棄物最終処分場の9事業所（測定回数延べ10回）において敷地境界等の臭気物質の濃度測定を実施した。

その結果、いずれの事業所においても規制値を下回っていたが、臭気発生の防止に努めるよう指導している。

〔関係資料 （悪臭）－1、（悪臭）－2〕

□ 悪臭関係立入事業所件数

事業内容	調査事業所数
クラフトパルプ工場	1
下水処理場	3
化学工場	4
自動車附属品製造工場	1
合計	9

□ 悪臭測定の風景

